

## 国民健康保険加入者の皆さまへ



現在お持ちの被保険者証、資格確認書の有効期限は7月31日までとなります。  
8月1日以降は、次のとおり「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。  
※7月下旬頃に世帯主あてに郵送でお送りします。

### マイナ保険証をお持ちの方

#### 「資格情報のお知らせ」を交付します

医療機関等を受診する際には、マイナ保険証をご利用ください。

7月下旬頃に、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」をお送りします(申請不要)。

※70歳未満の方で既に交付済の方にはお送りしません。

#### ■有効期間

- 70歳未満の方…なし
- 70歳以上の方…毎年8月1日から翌年7月31日まで

### マイナ保険証をお持ちでない方

#### 「資格確認書」を交付します

医療機関等を受診する際には、資格確認書をご提示ください。

7月下旬に、現行の被保険者証に代わるものとして「資格確認書」をお送りします(申請不要)。

※マイナ保険証をお持ちでない方は、この資格確認書で引き続き保険診療を受けられます。

■有効期間 毎年8月1日から翌年7月31日まで

※マイナ保険証をお持ちの方でも、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある方などマイナ保険証での受診が困難な方は、申請により資格確認書を交付します。申請に必要な書類などはお問い合わせください。

問 市保険年金課 国保担当(市役所1階⑤番窓口) ☎32・2113 / FAX35・0173  
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 後期高齢者医療制度に加入者の皆さまへ

後期高齢者医療制度では、暫定的運用として令和6年12月2日から令和7年7月31日までの期間に、新たに後期高齢者医療制度に加入される方や再発行等の手続きをされる方にはマイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、従来の被保険者証に代わり、これまでどおり医療にかかることができる「資格確認書」が交付されていました。

このたび、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間についても暫定的運用が継続されることが決定した為、**後期高齢者医療制度に加入する皆さまにはマイナ保険証の保有状況や申請によらず、「資格確認書」を交付します。**  
医療機関等を受診する際には「資格確認書」か「マイナ保険証」のいずれかをご利用ください。

### 資格確認書が交付される方

- 令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間に新たに後期高齢者医療制度に加入される方(誕生月の前月末に交付します)
- 既に後期高齢者医療制度に加入されている方(令和7年7月末までに交付します)

※令和8年8月1日以降はマイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ(注)」を交付する予定です。  
※今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

(注)「資格情報のお知らせ」とは…氏名・被保険者番号・自己負担区分など、ご自身の被保険者資格についての簡易な情報が記載されていますが、単体では現行の被保険者証や資格確認書と同じようにご利用いただくことはできません。医療機関を受診する際は原則としてマイナ保険証をご利用いただくこととなります。

問 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173  
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

### マイナ保険証の利用登録を希望される場合

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにアクセスし、ご自身で登録することができます。また、セブン銀行のATM、医療機関・薬局のカードリーダーからでも登録できます。

なお、スマートフォン等をお持ちでない方や、利用登録に係る操作が不安な方は、ご本人の登録に限り保険年金課窓口でも利用登録のサポートをしていますのでご利用ください。

※利用登録には数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)が必要です。

マイナ保険証利用登録  
についてはこちら  
(厚労省ホームページ)



### マイナ保険証の 利用登録解除について

国保または後期高齢者医療保険の加入者について、マイナ保険証としての利用登録の解除を希望される場合は、解除申請を受け付けています。解除を希望される方は、保険年金課各担当までお問い合わせください。